

要ら労働運動者（但し本組合員）にして労働運動の途次過つて法に觸れ拘留又は収監せられんか其の家族は忽ち家新の困難を承すは自然なり。依て其の家族を救済する目的を以て此の案を提出せし。

方 法

一 取 締 本組合員より一ヶ月一紙を徴集し之れを各支部會計より本評に納入し本評に納入し本評は之を別途會計とし依監す

二 救 済 本組合員にして労働運動に依り収監又は拘留十日以上（或は一週間位にいたしたいと思ふ者）

三 金 額 是は本部に一任したいと思ふます

四 細 則 本部に於て適宜に設けられたい

附 則 項 家族救済案である局の独身者に不事ありば其の如き方法は何れに依り其身者は救済後其の養育費として支給すること。



地方組織宣傳方針に關する件

（川口支部提出）

統 理 山 中 禎 枝

理 由

今や東京全市を中心に評議會、總同盟、組合同盟は出巴と成つて

地盤は強に腐心して、ある時 経済界は大混乱に陥り 職首、賃銀値下、工場閉鎖、頻發して、ある。此の重大なる時局に立つて我関東合同片 宣傳組織に徹底的な運動を行ひ、本局に戦く本組織大敵を救はなければならぬ。

翻る極端 極左の東京に於ける死にもの狂いの疑瞞的運動をわける事は我輩も亦 宣傳組織の平三一時たりとも休止してはならぬ。

従来何れの団体も地方に於ける組織宣傳には疎懈、感のなかりけり。我関東合同片此の際一帯に地方の組織宣傳に後進し、関入井を我が平に、此名実共に関東合同労働組合へと努力せられんことを切望する。

方 法

一 本部に地方部を設け移動的に活動すること

二 費用は本部負担とす。

三 地方部主任の執行委員二名を擧負すること。

(九) 消費組合運動

後進に關する件

（赤川支部提出）

理 由

統 理 山 中 禎 枝